

石綿が使用された建築物の管理等について (パンフレット)

－大気汚染防止法、鳥取県石綿健康被害防止条例の規制について－

鳥取県では、石綿の飛散等に伴う県民の健康被害を防止するため、「鳥取県石綿健康被害防止条例」を制定しています。

条例では、県独自の制度として、県の責務、建築物の所有者等のとるべき措置、石綿を含む建材等を取扱う事業者のとるべき措置、建築物や工作物の解体工事等に伴う石綿の飛散防止対策などを定めています

本パンフレットは、条例で定める建築物の所有者がとる対応や、多数の方が利用する建築物に係る対応などをまとめたものです。



エコトリピー

平成 20 年 8 月作成
(最終改訂 令和5年6月)

鳥 取 県

石綿(アスベスト)とは・・・

石綿(アスベスト)は、天然の鉱物で、燃えないで高温に耐える性質(耐熱性・不燃性)や、腐らない性質(耐腐食性)などの優れた性質があるため、1970年代から1980年代を中心に多くの建築材料などに使用されてきました。

しかし、健康被害が明らかとなり大きな社会問題となりました。平成18年9月に、製造・使用等が禁止され、また、一部の適用除外とされた製品についても、平成24年3月をもって全面禁止されました。

現在、石綿障害予防規則や条例で、石綿は次の6種類と定められています。

クリソタイル(白石綿)、アモサイト(茶石綿)、クロシドライト(青石綿)、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト

また、条例では次のものを「石綿含有材料等」と定義しています。

石綿含有材料等・・・石綿の含有量が重量の0.1パーセントを超える次のもの
「吹付け石綿、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材、石綿成形板、石綿セメント管」

建築物に使用されている石綿含有建築材料の例

(「目でみるアスベスト建材(第2版)」(国土交通省)より抜粋)

石綿含有吹付け材(Lv.1 建材)

- ・吹付け石綿 (石綿含有吹付けロックウール・パーライト・バーミキュライトを含む)

鉄骨造の建築物など、鉄骨の耐火被覆や結露防止などに使用されました。



石綿含有保温材等(Lv.2 建材)

- ・石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材

空調ダクトの保温材や建築物の柱などの耐火被覆板、煙突の断熱材などに使用されました。



石綿含有成形板等(Lv.3 建材)

- ・石綿含有成形板、石綿含有セメント管 など

天井や壁などの内装材、外装材、屋根材、パッキンなど幅広く使用されました。



建築物の管理 【条例第5条第1項】

- ・建築物の所有者は、所有する建築物に、石綿含有材料等が使用されているか確認が必要です。
- ・建築物に石綿含有材料等が使用されている場合、石綿が飛散しないよう措置を講じてください。
※「所有者」には、修繕等を含め管理を受託している者を含みます。

学校、事務所などに「吹付け石綿」が施工されている場合 【条例第5条第2項・第6条】

- ・学校、事務所、駐車場など、多数の方が利用する建築物で、共用部分に「吹付け石綿」が使用されている場合、建築物の所有者は、共用部分における石綿の飛散状況を調査し、その結果を記録・公表することが必要です。

※「封じこめ」、「囲いこみ」といった石綿が飛散しないよう措置している場合は、建築士などによる目視調査に代えることができます。



「多数の方が利用する建築物」とは、以下の用途に使用され、延べ面積が 500m²以上の建築物です。

	建築物の用途	共用部分の例
1	学校、講習所、訓練所、研修所	教室、体育館、講堂、図書館 等
2	病院、診療所	病室、診療室、リハビリ室 等
3	卸売市場、百貨店、店舗	売場、ショールーム 等
4	事務所	事務室、会議室、応接室 等
5	共同住宅(賃貸用に限る)、寄宿舎	賃貸に供する部分 等
6	老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム等	居室、浴室、食堂、談話室、娯楽室、リハビリ室、
7	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等	作業室、診察室、会議室 等
8	劇場、観覧場、映画館、演芸場	観覧場、練習場 等
9	集会場、公会堂	式場、会議室、控室、研修室 等
10	博物館、美術館、図書館	展示室、閲覧室、会議室 等
11	体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場等	運動の用に供する部分、遊戯室 等
12	ホテル、旅館	客室、浴室、洗面所 等
13	公衆浴場	脱衣場、浴場、休憩室 等
14	駅・空港等の乗降待合施設	切符売場、案内所、待合室 等
15	駐車場(一般公共用のもの)	駐車場、通路 等

※共用部分には施設に付随する階段、廊下、トイレ、飲食店、駐車場等(いずれも、多数の者が利用する部分に限る)も含まれます。

(参考)調査の方法

調査方法	・共用部分の大気中の石綿濃度測定 ・「吹付け石綿」が封じ込め・囲い込みの措置がとられ石綿が飛散するおそれがないことが明らかな場合は、建築士・建築施工管理技士・石綿作業主任者・アスベスト診断士、石綿含有建材調査者による目視調査とすることができます。
調査頻度	6月を超えない期間ごとに1回実施
結果の記録	調査結果、調査者、調査日時、調査方法等を記録
公表	共用部分の利用者、従業員などの求めに応じ閲覧 石綿濃度測定を行った場合は、共用部分の見やすい場所に掲示
調査結果の保存	50年間保存

吹付け石綿が老朽化等により、毛羽立ち、垂れ下がり、損傷・欠損等の状態になっており、県または鳥取市が改善を指導しても対策が取られず、大気中の石綿濃度測定により石綿が飛散しており、利用者に被害が及ぶおそれがある場合には、期限を定めて、建築物の所有者に改善の勧告を行います。

さらに、期限を過ぎても特別に考慮すべき理由がないまま飛散防止の措置がとられず、そのまま放置すれば、多数の利用者が飛散した石綿により健康被害を受けるおそれがあり、所有者等の受ける不利益より県民の健康が優先される場合に、県または鳥取市が公表することとしています。

建築物を解体・改造・補修等するとき 〔条例第7条、第9条〕他

- ・大気汚染防止法または条例により、建築物を解体などする場合には、**工事発注者(自主施工者)により、作業実施の届出が必要な場合があります。**
- ・工事発注者は、元請業者から事前調査結果の説明を受けたうえで、必要があれば届出書を提出してください。 ※「事前調査」…解体などする建築物に石綿を含む建築材料が使用されていないか予め行う調査
- ・なお、石綿を含む建築材料の除去作業などを発注する場合、発注者は施工者に、施工方法・工期などについて、石綿の飛散防止基準を妨げる恐れのある条件を付けないよう配慮が求められます。

作業実施の届出が必要となる工事					
大気汚染防止法	吹付け石綿・保温材・断熱材・耐火被覆材(Lv.1、2)を使用した建築物等を解体、改造、補修する場合				
条例	石綿成形板または石綿セメント管を除去する場合で以下に該当するもの <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>石綿成形板</td> <td>作業に係る部分の床面積※の合計が10m²を超え、かつ、撤去する石綿成形板の面積の合計が10m²を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>石綿セメント管</td> <td>除去する管の延長が10mを超える場合</td> </tr> </table>	石綿成形板	作業に係る部分の床面積※の合計が10m ² を超え、かつ、撤去する石綿成形板の面積の合計が10m ² を超えるもの	石綿セメント管	除去する管の延長が10mを超える場合
石綿成形板	作業に係る部分の床面積※の合計が10m ² を超え、かつ、撤去する石綿成形板の面積の合計が10m ² を超えるもの				
石綿セメント管	除去する管の延長が10mを超える場合				

届出・相談・お問合せ先

お住まいの地域	機 関 名	連絡先
鳥取市、岩美町、若桜町 八頭町、智頭町	鳥取市市民生活部 環境局 環境保全課 (鳥取市幸町71番地)	TEL:0857-30-8094 FAX:0857-20-3918
倉吉市、三朝町、湯梨浜町 琴浦町、北栄町	鳥取県中部総合事務所 環境建築局 環境・循環推進課 (倉吉市東巖城町2)	TEL:0858-23-3150 FAX:0858-23-3266
米子市、境港市、日吉津村 大山町、南部町、伯耆町 日南町、日野町、江府町	鳥取県西部総合事務所 環境建築局 環境・循環推進課 (米子市鞆町1丁目160)	TEL:0859-31-9322 FAX:0859-31-9333

石綿に関する情報は、鳥取県の公式ホームページ（とりネット）に掲載しています。

- ・条例に関する情報（条例の概要、届出様式等）
- ・石綿に関する相談窓口
- ・吹付け石綿除去に係る補助金制度（アスベスト撤去支援事業）
- ・県有施設の石綿の除去等に係る施工業者リスト など

鳥取県 アスベスト

検索